

第 9 回犯罪被害者等基本計画検討会における検討課題について

【 重点課題に係る具体的施策】

【第 2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組】

【 1 . 保健医療サービス及び福祉サービスの提供】

【(12) 犯罪被害者に係る司法についての精神医学に精通した医療関係者の在り方及びその養成のための施策の検討】

- 被害を受けた子どもの心理状況が分かる専門家が警察や検察と連携し，1 回で面接を終わらせる司法面接のシステムを構築してほしいとの要望について

捜査官，医療関係者，福祉関係者等の関係者が一堂に会してすべての事情聴取を同一機会に行ういわゆる司法面接の制度については，それぞれ目的や内容が異なる事情聴取をどのように調整して行うのか，捜査官としては，適正な処罰の実現のために，医療や福祉上の必要性の有無にかかわらず，複数回にわたって様々な事項について事情を聴取しなければならないこともあるのではないかなど，検討すべき様々な課題がある。また，我が国においては，犯人の適正な処罰を図るため，犯罪被害者から，被害を受けた際の状況について極めて詳細に事情を聴取するとともに，そのみならず，犯人との関係，被害に至る経緯，被害にあった後の状況，事件による精神的・財産的被害の詳細，処罰感情等についても詳細に聴取して証拠化しているのが現状であって，欧米と我が国とでは取調べの内容や密度が異なることも御理解いただきたい。

しかしながら，御指摘のように，度重なる事情聴取を受けることに伴う犯罪被害者の負担をできる限り軽減するよう努めることは極めて重要であると考えており，法務省としても，そのための施策として，検察官等に対し，犯罪被害者の心身の状態や心情等に対する理解を一層深めるよう，今後とも，各種の会同や研修を通じて周知徹底してまいりたい。

【(13) 検察官等に対する研修の充実】

- 検察官において犯罪被害者支援のために精通する研修の実施においては，弁護士との協力関係を構築し，犯罪被害者支援に精通した弁護士を研修に招く等の措置を取るべきであるとの要望について

検察官に対しては，その経験年数等に応じて各種の研修を実施しているが，そ

の中で、「犯罪被害者支援」等のテーマを設け、被害者支援に関わっておられる学識経験者等による講義を行っているほか、「弁護士から見た検察」のテーマで、被害者支援に精通した弁護士による講義を行っており、今後も科目の内容について一層の充実を図りたい。

【２．安全の確保（基本法第１５条関係）】

【(1) 加害者に関する情報提供の拡充】

- 加害者に関する情報の関係機関からの警察への提供は、既に実施されており、再被害の防止のために、このような措置が必要な事案があることは否定しないが、このような措置により、警察に加害者のプライバシーに関わる情報が集中することで、加害者のプライバシーを侵害されたり、加害者が警察などの監視下に置かれ、更生保護の趣旨に反する事態となる危険がある。そもそも行刑施設などが警察に対して、受刑終了者の帰住予定の住所に関する情報を提供することについては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第８条第１項で禁止されている「利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供」することに該当する。したがって、同条第２項に定める禁止除外事由である「三 他の行政機関、独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」との規定に鑑みれば、警察への情報提供は、加害者が新たな犯罪に及ぶことが予測されるような客観的状況がある場合に、警察による再被害の防止という行政目的を達するに必要な限度で行われるべきである。また、その際には、行政上の運用ではなく、法律の規定を整備すべきであるとの要望について

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」によれば、他の行政機関が法令の定める事務の遂行に必要な限度で提供された個人情報を利用し、かつ、これを利用することについて相当な理由があると認められる場合には、他の行政機関に対し個人情報を提供することは許されるところ、帰住予定地を含む受刑者の出所情報を警察に対し提供することは、再犯（再被害）防止という正当な目的に資するものであり、提供先である警察も守秘義務を負っていることからすれば、行政機関の情報共有として、新たな法律がなくとも、運用で実施することが可能と考える。

- 被害者からの希望があった場合には、加害者の出所予定日と居住予定地、服役中の動向に関する情報のみでなく、刑期満了後、退院後の住所移動及び職場などを継続的に情報提供する制度を構築すべきである。骨子では、この点に関

する被害者等への情報提供が曖昧となっている。例えば、情報提供は、仮出獄ないし自由刑執行終了時点に限られているようであり、継続的な情報提供が担保されないとの要望について

基本計画案（骨子）においては、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できるよう検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施することとされており、この検討の中で、被害者等の事情に応じて、いかなる情報を提供し得るのか検討したいと考えている。

なお、刑期満了後及び退院後の加害者に関する情報を国家機関が取得・保有する根拠はない上、更生保護官署においては、刑期満了後及び退院後の加害者の情報については把握しておらず、これらの情報を提供することは困難である。

- 帰住先については、受刑終了者のプライバシーに関する情報であり、行刑施設から一定の行政目的で情報の提供を受けた検察官や警察が、その保有する個人情報、他人に対して情報提供することは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第1項で禁止されている。同法第8条第2項に定める禁止除外事由と認められている「三 他の行政機関、独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」との規定は公の機関に関するものと解されるので、犯罪被害者という個人への情報提供は、同例外規定の適用の余地もなく、現行の情報提供の運用は、その法的根拠に疑問がある。加害者が新たな犯罪に及ぶことが予測される客観的状況がある場合や被害者等が転居その他加害者との接触回避等の措置をとることが特に必要な場合など再被害の防止のために必要な限度で、被害者への情報提供を容認するにしても、別の法律の規定を整備することが必要であるとの要望について

法務省が実施している被害者等通知制度においては、被害者の再被害を防止するため、被害者等が転居その他加害者との接触回避等のための措置を講じるために特に必要な場合に限り、必要な限度の帰住地情報を通知することとしており、個人情報保護法第8条2項4号の「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。」に該当すると考えている。

- 加害者の収容先の情報は、犯罪被害者が加害者に対して損害賠償請求訴訟を提起するために被告である加害者の住所を把握するなど、犯罪被害者がそれを知ることが必要な場合がある。そのような正当な目的の場合には、情報提供がなされることが可能となる措置が必要であるとの要望について

被害者等通知制度においては、加害者たる受刑者の収容先について、検察官において、被害者等の損害賠償請求権その他の権利の行使につき必要であり、かつ、相当と認めるときは、被害者等に対し通知することとされているところである。

- 骨子は「更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、加害者の収容先、加害者の処遇に関する情報、加害者の釈放予定等を含む刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できる」よう検討するとするが、加害者の更生保護を主たる任務とされてきた保護司に、被害者保護の役割を兼務させることは、犯罪被害者にとっても信頼がおけないし、また保護司の本来の任務も曖昧にするおそれがあり、適当でない。民間人に依拠することなく、行政機関が責任をもって行える体制を整備すべきであるとの要望について

更生保護官署及び保護司が、犯罪被害者等に対して情報提供等の支援を行うに当たっては、更生保護官署に被害者支援専任の担当者を配置した上、更生保護官署が責任をもって支援を行うこととし、保護司には、これを補佐する形で協力させるような支援体制を検討している。

- 法務省から情報提供されて警察庁が登録した再犯防止措置対象者は、居住状況を定期的に確認されるなど常時警察の監視下に置かれるとともに（定期的な確認は実際には生活安全課等に所属する末端の警察官が担当することが予想される）、多くの部署がその監視を担当し、所在不明になった場合には、全国の都道府県の警察本部長に、その者の情報の収集が指示されるなど、警察内部において、再犯防止措置対象者に関する情報が広く共有されることが予定されている。その結果、再犯防止措置対象者は、刑を受け終えた者であっても、登録が解除されるまでの間、警察による監視を受け続け、子ども対象・暴力的性犯罪その他の性犯罪が発生した場合には、その犯人ではないかと疑われるなどの不利益を受け続け、その人権が侵害される危険がある。これは、刑を受け終えた者に対して新たな負担を課すものであり、このような不利益を甘受することを強制し、その人権を制約するには、明確な法律の根拠なくしては容認できないものである。また、警察により一方的に再犯防止措置対象者として登録された者からの不服申立手続も整備されていない。したがって、法律の根拠なくして、子ども対象・暴力的性犯罪により懲役又は禁錮の刑を執行された者のうち、再犯防止に向けた措置を組織的かつ継続的に講ずる必要があるものとして警察庁が登録する者を「再犯防止措置対象者」として監視する現在の運用については、容認できないとの意見について

刑期を終えて社会に復帰しようとする人の個人情報には慎重に扱わなければならないものであるが、受刑者の出所情報を警察に提供した場合、警察において

はその目的に従って適正に活用されるものと理解しており、また、警察も守秘義務を負っていることから、出所者の改善更生という点にも配慮して、これらの情報については慎重に取り扱われるものとする。

【(2) 犯罪被害者等に関する情報の保護】

- 刑事訴訟法第299条の2で規定された、取調べ請求する証人の供述調書を閲覧させる場合において証人等の住居等が関係者に知られることがないように求める制度の運用においては、検察官の意識の向上とともに、何よりも被害者が自らをサポートしてくれる弁護士を選任することを公的に援助する制度をつくり、その弁護士などからの検察官への働きかけにより、制度の利用が促進されることになるので、この点からも公的弁護士支援制度の創設には前向きに取り組むべきであるとの要望について

被害者のための公費による弁護士選任については、基本計画案（骨子）におけるとりまとめのとおり、給付金の支給に係る制度の充実等（基本計画第13条関係）に関して設置される検討の会において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済支援制度のあるべき姿や財源と併せて議論がなされるべきである。

- 現実の運用においては、検察官から開示された供述調書から被害者の住所の記載が抹消されていることもあり、弁護人が、示談すべき被害者の住所等が分からず、十分な弁護が行えないなどの事態も発生しているので、その運用についても改善すべき事項があるとの意見について

検察官は、被害者保護等の趣旨から御指摘のような取り扱いをすることもあるものの、他方、弁護人から被害回復のための示談交渉を行いたいの被害者の連絡先を教えて欲しいなどとの要望がある場合には、やはり被害者回復に資する趣旨から、適切な方法でこれを弁護人に伝えるなどの取り扱いをしているものと承知している。

- 被害者が希望する場合には、刑事裁判においても、被害者の氏名を匿名としたまま、手続を進行することができるようにすべきである。その場合、弁護人による証人尋問や被告人質問の場合にも、被害者の氏名を匿名として尋問や質問を行う必要がある／骨子は、犯罪被害者等に関する情報の保護として、性犯罪等の被害者について、一定の場合に、起訴状朗読の際、被害者の氏名等を朗読しないこととするなど、公開の法廷において被害者の氏名等を明らかにしないようにする制度の検討を行うとしている。性犯罪等の被害者について、そのプライバシー保護という観点から、そのような措置が必要な事案があり、その被害者の願いは切実である。他方、被告人は、公開裁判を受ける権利を有し

ており（憲法第37条第1項，第82条），そのため検察官は起訴状を朗読することが義務づけられている（刑事訴訟法第291条第1項）。刑事裁判を公開する趣旨は，裁判を市民の監視下に置くことによって，密室裁判の危険性を排除し，公正な裁判を担保することにあるが，そのためには関係者の氏名は重要な要素である。そうだとすれば，起訴状朗読の際，被害者の氏名等を朗読しないこととする法制度を設けることは，被告人の前記権利を侵害する虞がある（なお，被害者の氏名等を朗読することが，直ちに「公の秩序又は善良の風俗を害する虞」（憲法第82条第2項）に結びつくとは考え難い）。現在は，裁判所の訴訟指揮権としてなされており，実務上支障が生じているとも思われず，従来どおり，被告人や弁護人の意見も聞いたうえで，裁判所の訴訟指揮により個別ケースに応じた運用として行うことが適切であり，これを一般化するための法的な制度整備については慎重な検討が必要である／既に規定のある刑事訴訟法第299条の2は，取調べ請求する証人の供述調書に記載された証人の住居等に関するものであるが，この提案は，被害者の氏名等に関するものである。しかし，どのような場合に被害者の氏名等が関係者に知られないようにすべきかについては，犯罪の罪種や犯罪類型によって定型的に判断することはできず，個別の事情によって判断すべきであるから，制度化することにはなじまないと考えられる。しかも，この制度は，実際には，検察官から弁護人に対して求められる可能性が高く，しかも，それが制度化されるとしたら違反した場合の制裁を設けることが予想される。既に，検察官から開示された証拠に関して，弁護人の管理及び使用について制裁として罰則が設けられており，これ以上，弁護人に対して制裁が設けられることになれば，弁護人の職務の遂行に対する不当な制約になるおそれがあるとの意見について

犯罪被害者の氏名等を公開の法廷で明らかにしないことについては，今回寄せられた意見にもあるように，被告人の権利に関わる事柄でもあることから，慎重な検討が必要であるものの，他方で，例えば，性犯罪の被害者については，そのような被害にあったという事実とともに自らの氏名等を公開の法廷で明らかにされることで，著しく精神の平穏を害される等の弊害が特に大きいことから，そのような弊害を防止することも極めて重要であると考えられる。

裁判実務においては，裁判所や弁護人等の同意を得た上で，例えば仮名を用いるなどして，できる限り犯罪被害者の氏名等を明らかにしないようにして刑事裁判手続を進めているケースもあるが，このような運用上の措置では，弁護人等の同意が得られないときは，原則どおり，犯罪被害者の氏名等を朗読するなどして公開の法廷で明らかにしなければならないことから，このような同意が得られない場合であっても，犯罪被害者の氏名等を公開の法廷で明らかにしないようにすることができるよう，犯罪被害者の氏名等を原則非公開とすべきという御要望がなされているものと理解される。

法務省としては、今回寄せられた意見等をも十分に踏まえながら、性犯罪等の被害者について、一定の場合に、起訴状朗読等の際、その氏名等を朗読しないこととするなど、公開の法廷において被害者の氏名等を明らかにしないようにする制度の導入に向け、必要な検討を行ってまいりたい。

また、検察官又は弁護人が、証拠開示の際に、相手方に対して、被害者の氏名等が関係者に知られないようにすることを求めることについても、弁護人の職務の遂行に関わる事柄でもあることから、慎重な検討が必要であるものの、他方で、例えば、性犯罪の被害者については、自らの氏名等を関係者に知られることにより著しく精神の平穏を害される等の弊害が特に大きいものと考えられる。現行法においても、証拠開示を通じて被害者の住居等が被告人も含めた関係者に知られることにより報復等の加害行為がなされるおそれがある場合には、その住居等を関係者に知られないようにすることを証拠開示の相手方に求めることができることとされており（刑事訴訟法第299条の2）、性犯罪等の被害者については、証拠開示の相手方以外の者に自らの氏名等を知られることによる弊害の大きさに堪がみ、加害行為等がなされるおそれがなくとも、そのような弊害をできる限り防止することは極めて重要であると考えられる。

法務省としては、今回寄せられた意見等をも十分に踏まえながら、性犯罪等の被害者について、一定の場合に、検察官又は弁護人が、証拠開示の際に、相手方に対して、被害者の氏名等が関係者に知られないようにすることを求めることができる制度の導入に向け、必要な検討を行ってまいりたい。

- 性犯罪の被害者名を、被疑者の弁護人に明らかにする場合に、被害者の同意を取るよう、運用の改善を行ってほしいとの要望について

検察官又は弁護人が、証拠開示の際に、相手方に対して、被害者の氏名等が関係者に知られないようにすることを求めることができることについても、被告人の権利にも関わる事柄であるため慎重な検討が必要であるものの、性犯罪の被害者については、証拠開示の相手方以外の者に氏名等を知られることによる弊害の大きさに堪がみ、加害行為等がされるおそれがなくとも、そのような弊害をできる限り防止することは極めて重要であると考えられる。

法務省としては、このような点をも十分に踏まえながら、性犯罪等の被害者について、一定の場合に、検察官又は弁護人が、証拠開示の際に、相手方に対して、被害者の氏名等が関係者に知られないようにすることを求めることができる制度の導入に向け、必要な検討を行ってまいりたい。

現状においても、検察官は、被害者保護等の観点から、刑事裁判における被害者の名誉の保護について、例えば、性犯罪事件の被害者の感情に配慮し、そのような被害者の氏名等について、訴訟関係人の同意を得た上で仮名を用いて起訴状を朗読したり、冒頭陳述の内容を簡略化するなど、被害者の名誉の保護

に努めているほか，証拠開示を通じて被害者の住居等が被告人も含めた関係者に知られることにより報復等の加害行為がされるおそれがある場合には，その住居等を関係者に知られないようにすることを証拠開示の相手方に求めているものと承知している（刑事訴訟法第299条の2）。

【(11)再被害の防止に資する教育の実施等】

- 矯正施設における「被害者の視点を取り入れた教育」には，更生保護の環境調整や被害者調査の内容の充実と連携し，個別事例に即したものとなるようにされたいとの要望について

現在，刑務所や少年院では，「被害者の視点を取り入れた教育」の充実を図ることを喫緊の課題として，標準的な教育プログラムの策定や教材等の整備に取り組んでいるところである。従来から，環境調整や被害者等調査の内容について，更生保護官署から情報提供を受けてきたところであるが，今後ともより一層の連携に努め，「被害者の視点を取り入れた教育」の充実に努めてまいりたい。

- 矯正施設における加害者に対する「被害者の視点を取り入れた教育」は，現在までのところ，一般的な犯罪被害者の実情や心情について学ばせたり，ロールレタリングなどを通じて，加害者に自分が被害を与えた被害者の心情等を想像させたりするに止まっており，特定の加害者とその者が被害を与えた特定の被害者との接点を持たせるには至っていない。しかし，個々の加害者の反省の度合いが一定程度高まっており，被害者本人にも加害者との接点を持つニーズがある場合には，欧米で広く実施されている修復的司法を取り入れるなどして，加害者が被害者に手紙を書く，被害者からの手紙を加害者に読ませる，十分な準備のもとに加害者と被害者の関係調整をはかる等，加害者に対して，より一層被害の実情や被害者の心情を直視させる教育がなされるべきである。当連合会は，2000年3月に公表した意見書「少年事件被害者の少年事件手続への関与等に対する規定」の中で，「被害者と少年及びそれぞれの親族等の協議を通じ，被害者が当該非行による被害を回復し，少年の被害者に対する自覚を深める」ことを目的とする『少年事件協議』の構想を提案しており，これに適合する事案においては，少年矯正施設のみならず，家庭裁判所の試験観察中，保護観察中など，あらゆる少年事件手続の中でこのような協議が行われるべきであるとの意見について

「少年事件協議」の性質，内容等が具体化していない段階で意見を述べることは困難であるものの，同協議の背景にある修復的司法の理念については，加害少年に対する指導・助言の際に参考となるものであると認識している。

少年院においては，御要望の趣旨を踏まえ，標準的な教育プログラムの策定や教材等の整備に取り組んでまいりたい。

保護観察所においては，現状においても，被害者の同意が得られた際には，

保護観察中の少年が被害者に謝罪に出向くこともあり，このような場面に保護観察官や保護司が同席することもあるが，今後は，しよく罪教育をより一層充実化させ，保護観察中の少年自身に自己の被害者に対する罪の意識を深めさせることにより，自ら直接的に被害者と対面し，謝罪しなければならないとの意欲が芽生えるよう指導していくことが重要であると考えている。

【３．保護，捜査，公判等の過程における配慮等（基本法第１９条関係）】

【(1) 職員等に対する研修の充実等】

- 担当職員の違いにより，被害者への対応にムラがあったり，対応に不備がないよう，その職務内容のスタンダードは厳守されるべき／弁護士や担当者におおられて，失意・故意の判断をしてしまわないよう，じっくりと時間をかけて取り組むことができるように，関係者の理解と周知を求めたい／捜査機関である警察・検察と犯罪被害者等・遺族・家族との相互の信頼と対話関係を，事件・事故内容の大小に関わらずに構築する工夫を具体的にあげ，盛り込んでほしい／職員等に対する研修項目として，少なくとも「人身取引」「性犯罪」「ＤＶ」による被害を加えるべき／女性への暴力がこういった仕組みで起きているのか，実態を踏まえた研修を裁判官，家裁調査官，調停員，検察官，弁護士，警察官，行政機関等を実施すべき／警察・検察・裁判所は権力で，頭ごなしに犯罪被害者等・遺族・家族らが真相究明のために熱心に捜査し集めた証拠類の書類等を必要ないかのように無視しないでほしい／警察・検察・裁判所のどこにおいても，組織的な機能を優先し，被害者に理解を示そうとせず，市民を見下している対応だった。基本的な心構えについて徹底させるとともに，対応一つ一つを被害者や家族の立場に立って行ってほしい／医療関係者・警察関係者・司法関係者・報道関係者に対する被害者に関する研修を充実すべきとの意見について
検察職員に対しては，日常業務においても，上司による個別の指導等を通じて，捜査・公判に携わる検察職員が，犯罪被害者の方々の心情に十分配慮するように努めているところ，各種研修においても，犯罪被害者の方々の心情に配慮した対応ができるよう，犯罪被害者や犯罪被害者支援に携わっている学識経験者等による講義を行っているほか，各種研修の中で，「児童，女性に対する配慮」，「犯罪被害者支援」等のテーマで，被害者支援に当たっておられる方や大学教授等による講義を行って，犯罪被害者等の精神的状態に対する理解をより深めるよう努めているが，今後も科目の内容について一層の充実を図りたい。
- 警察・検察・裁判所は常に自分たちの昼間の職務時間帯に犯罪被害者等・遺族・家族である会社員を，有無を言わず勤務を抜け，あるいは有休を取り，来所させようとする。その一方的な姿勢を改めるよう考慮すべきとの意見について

検察官は、被害者の方々等に捜査への協力していただく場合には、予定等を確認させていただいた上で、できるだけ支障のない日時を選んでこれをお願いしてきたものと承知しており、今後も引き続きそのように努めていくものと思われる。ただし、捜査は、法律上限られた期間内に行わなければならないことも少なくなく、このため、被害者の方々等の御要望の全てに沿うことが困難である場合もないわけではないことを御理解いただきたい。

なお、検察職員が、御協力をお願いする場合に、今まで以上に犯罪被害者の方々の心情、事情等に配慮した対応ができるよう、日常業務においても、上司による個別の指導等を行う一方、各種の研修を実施するなどして、犯罪被害者の方々への配慮に努めているところであるし、今後も引き続きそのように努めてまいりたい。

- 警察官・検察官・裁判官に、科学的基礎知識の学習機会を設け、民間鑑定人の未熟な間違いを見抜く力量をつけてほしいとの要望について

検察官に対しては、その経験年数等に応じて各種の研修を実施しているが、その中で、「薬物鑑定」「法医学鑑定」等のテーマを設け、学識経験者等による講義を行っており、今後も科目の内容について一層の充実を図りたい。

- 医療関係者・警察関係者・司法関係者・報道関係者に対する研修を日本司法支援センターが請け負い、日本司法支援センターに人を派遣する形で研修を実施すべきとの意見について

日本司法支援センターにおいては、その業務に関して講習や研修を実施することが想定されているところであり（注）、犯罪被害者支援業務の実施を通じて支援センターが蓄積した情報やノウハウについては、研修や講習を通じて関係者の方々に提供することが考えられる。

（注）総合法律支援法第30条第1項第7号

「支援センターの業務に関し、講習又は研修を実施すること。」

- 性犯罪において、捜査機関が告訴受理等を渋らないよう、運用を改善してほしい（教育を徹底してほしい。）との意見について

性犯罪における告訴の受理は、通常警察において行われているところ、検察庁において、告訴の申立てを受けた際には、適切に受理手続を行っているものと承知しているが、検察職員に対しては、犯罪被害者の方々の心情等に配慮した対応ができるよう、日常業務においても、上司による個別の指導等を行うほか、各種の研修を実施するなど、犯罪被害者の方々への配慮に努めており、今後も指導及び研修科目の内容について一層の充実を図りたい。

- 第一に、職員に対する研修の充実については、国や地方自治体の人事システムまでを含む大胆な犯罪被害者支援システムの構築が必要である。検察庁においても、福祉専門職を設置し、福祉、心理関係の大学を卒業した専門職を採用すべきである。検察庁でも、検事が全国の犯罪被害者支援団体における研修を受けることができる制度を設けるべきであるとの意見について

検察庁における犯罪被害者支援は、犯罪被害者等に一層配慮した適正な検察権の行使を実現することを目的としたものであり、犯罪被害者に対し、刑事手続の説明を行ったり、事件の捜査公判の状況等についての情報を提供するほか、被害者の方々からの様々な相談への対応を行っている。

検察庁における犯罪被害者支援活動を行うに際しては、刑事手続に関する専門的な法的知識、捜査公判の実務経験に基づいて、犯罪被害者の立場を理解し、適切に対応するほか、今後は福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実を図りたい。

- 第三に、職員等に対する研修項目として、「性犯罪被害」及び「DV」を加えるべきである。犯罪被害者支援の中でも、性犯罪被害者への支援、DV被害者への支援については、二次被害の防止等の見地から特別な配慮が必要な点も多い。したがって、一般的な犯罪被害者支援等の研修に加えて「性犯罪被害」「DV」についての研修を実施することを明示すべきである。

第四に、犯罪被害者一般に関する研修のみならず、児童・少年である被害者に特有の問題を特化して研修すべきである。ことに性的搾取・性的虐待の被害児童・少年については、被虐待者としての心的外傷があることを理解されないまま捜査の対象とされ、トラウマによって記憶の隠蔽、混乱があることに理解を得られないまま、供述の一貫性のなさを追及されるなどして二次被害を受けている実情にあることが、十分研修されなければならない（2003年5月日弁連「子どもの権利条約に基づく第2回日本政府報告に関する日本弁護士連合会の報告書」）との意見について

検察職員に対しては、日常業務においても、上司による個別の指導等を通じて、捜査・公判に携わる検察職員が、犯罪被害者の方々の心情に十分配慮するように努めているところ、各種研修においても、犯罪被害者の方々の心情に配慮した対応ができるよう、犯罪被害者や犯罪被害者支援に携わっている学識経験者等による講義を行っているほか、各種研修の中で、「児童、女性に対する配慮」、「犯罪被害者支援」等のテーマで、被害者支援に当たっておられる方や大学教授等による講義を行って、犯罪被害者等の精神的状態に対する理解をより深めるよう努めているが、今後も科目の内容について一層の充実を図りたい。

- 第五に、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する

法律」の被害者，ことに買春の相手方となった子どもは，大人の性的搾取の被害者であるにもかかわらず，売春防止法第5条を適用され，犯罪者として扱われる例があとを絶たない。研修においては，別の理由から，被害児童の保護のために，ぐ犯少年として扱う必要がある場合を除き，買春の被害者を非行少年として扱ってはならないことが周知徹底されるべきである（2003年2月21日付日弁連「『児童買春，児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律』見直しに関する意見書（注）」）との意見について

（注）意見書本文

「本文に定める罪の被害者となった子どもには売春防止法5条が適用されないような改正が必要である。売春の相手方となった子どもは，被害者であり，別の理由からぐ犯少年として扱われる場合は別として，犯罪者として扱ってはならない。本法の趣旨を徹底させるためには，現在子どもに適用されている売春防止法5条の適用を行わないとしなければ，結局子どもが犯罪者として処罰される現実は変わらない。子どもの保護は，処罰によるのではなく，福祉的な被害者ケアの処遇によるべきである。」

検察官に対しては，その経験年数等に応じて各種の研修を実施し，その中で児童に対する配慮をテーマとした講義科目を設けている。

なお，売春防止法5条の罪に当たる行為を行ったと認められる者については，検察官において当該児童が買春の相手方となった経緯等を含め，諸事情を捜査し，家庭裁判所の判断に必要な証拠を収集しているものと承知している。

【(2) 女性警察官等の配置】

- 性犯罪において，捜査機関が告訴受理等を渋らないよう，運用の改善を行ってほしいとの要望について

性犯罪における告訴の受理は，通常警察において行われているところ，検察庁において，告訴の申立てを受けた際には，適切に受理手続を行っているものと承知しているが，検察職員に対しては，犯罪被害者の方々の心情等に配慮した対応ができるよう，日常業務においても，上司による個別の指導等を行うほか，各種の研修を実施するなど，犯罪被害者の方々への配慮に努めており，今後も指導及び研修科目の内容について一層の充実を図りたい。

【(3) ビデオリンク等の措置の適正な運用】

- ビデオリンク方式による証人尋問や証人の遮蔽措置の運用については，被害者側からは，「本来必要な事件に遮蔽等の措置が取られずに，被害者が証言する際に，被害者が被告人から暴行を受ける事件も発生している。」との声もあるが，他方，証人の遮蔽やビデオリンク方式による証人尋問が，被告人，弁護人の異議にも関わらず，かなり広く行われているという実態がある。証人として出廷することを求められる被害者としては幅広く適用を求めることは当然で

あるし、他方、防御権を主張する被告人、弁護人としては、その無制限な利用については防御権の侵害を受けていると考えて、その適用が広範にならないことを求めており、ここには利益の衝突がある。刑事訴訟法第157条の3は「裁判所は、証人を尋問する場合において、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、証人が被告人の面前（次条第1項に規定する方法による場合を含む。）において供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であって、相当と認めるとき」に証人の遮蔽措置をとることを認めており、ビデオリンク方式による尋問を定めた第157条の4は、性犯罪被害者などのほか、「前2号に掲げる者のほか、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所において供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる者」についてもビデオリンク方式による尋問を認めている。遮蔽やビデオリンクの適用の有無は、この「圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれ」の解釈の問題であるところ、ビデオリンク方式による証人尋問等は被告人の防御権や弁護人の弁護権を制限する措置であるので、その措置が無用に拡大することのないように配慮すべきである／犯罪被害者等基本計画案における「ビデオ等の措置の適正な運用」部分を「法務省において、公判を通じた犯罪被害者等の安全確保の重大性に鑑み、犯罪被害者等の選択により、証人への付添い、証人遮へい措置、ビデオリンク方式等の措置を求めることは、犯罪被害者等の権利であることを前提に、その範囲を限定すべき場合について具体的な検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。裁判所におけるビデオリンク装置の配備の進展等を踏まえ、ビデオリンク等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努めていく」と修正すべきとの意見について

裁判所が付き添い・遮へい・ビデオリンクによる証人尋問を行うか否かを判断するに当たっては、証人が著しく不安や緊張を覚えたり、圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがないかという点に併せて、これらの方法で尋問を行うことにより真実の発見が妨げられないか、検察官や被告人・弁護人の立証活動に支障を来さないかなどの要素をも考慮する必要がある、証人が希望すれば常にこれらの方法により尋問を行わなければならないものとするとは困難であると考えられる。また、証人の希望に反した場合の不服申立てについては、仮にこれを認めることとすると、不服の当否を判断するために、その間証人尋問を中止し、不服の当否に関する判断が出た後で改めてその判断に従って証人尋問をやり直さなければならなくなり、審理が滞る結果、迅速かつ適正な処罰の実現に支障を生じかねないと考えられる。

これらの措置を採り得る範囲を拡大することについては、今回寄せられた意

見をみても賛否両論があることがうかがわれ、慎重な検討が必要であると考えられるが、検察当局においては、犯罪被害者等の安全や心情等に配慮したこれらの措置がその意向に沿って実現されるよう最大限の努力をしているものと承知しており、法務省としても、犯罪被害者等と検察官とのコミュニケーションをより一層充実させるよう努めるとともに、検察官等に対し、会同や研修等の機会を通じて、犯罪被害者の心情等に対する理解を深めるように努めてまいりたい。

検察官においては、現在でも法定の要件を充たす場合について、裁判所に対し、遮へい装置、ビデオリンクによる証人尋問、証人への付添い等の措置を取るよう求めているところであって、その運用も適正に行われているものと承知している。

【(4) 民事訴訟におけるビデオリンク等の措置の導入】

- 民事訴訟でのビデオリンクも検討するのが妥当であるとの意見について

民事訴訟においてビデオリンク等を民事訴訟法上認めることについての検討については、本年8月9日に策定された基本計画案（骨子）に既に記載されており、法務省としては、上記に従って検討する予定である。

【(6) 検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置】

- 専用待合室の設置は当然である。なお、検察庁での事情聴取では、被告人の座る座席も、被害者の座る座席も同じである。これは別の座席とする配慮も必要であるとの意見について

検察官は、これまでも、被害者保護等の観点から、執務室内のソファで事情聴取する等の配慮をしており、今後も同様の配慮に努めていくものと承知している。

【第6(3) 交通事故に関する講義の充実】

- 交通事件は副検事が担当する場合が多く、被害者遺族への侮辱的な態度などトラブルも多い現状がある。少なくとも死亡および重症事件は正検事にさせるべきとの意見について

副検事は、交通事件について、専門知識と経験を十分に備え、事件を適切に処理する能力の点で、検事に勝るとも劣らないものと承知している。また、被害者遺族への対応については、日常業務においても、上司による指導を通じ、犯罪被害者やその御家族等の気持ちに対する理解の増進に努めているところであるが、その心情を害することのないように努めるべきは当然のことであり、その点に遺漏なきよう、今後とも一層努力していくものと承知している。

なお、一層の能力向上のため、副検事に対しては、その経験年数等に応じて

各種の研修を実施し，その中で交通事故をテーマとした講義科目を設けているが，今後においても，交通事故の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに，被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど，科目の内容について一層の充実を図りたい。

- 検察官の教育も必要であるが，副検事制度の見直しを望む。交通事故は大半を副検事が担当しているが，これは交通事故を「軽微な事件」としているからであり，死亡・重度障害の交通事故を「軽微な事件」として扱わないでほしいとの要望について

検察官が，交通事故を「軽微な事件」として取り扱っているということではなく，交通事故の被疑者やその家族の方々の心情が適切に科刑に反映されるよう，検察官としても，必要十分な主張・立証に努めており，今後もなお一層努力していくものと承知している。

また，副検事は，交通事故について，専門知識と経験を十分に備え，事件を適切に処理する能力の点で，検事に勝るとも劣らないものと承知している。もっとも，一層の能力向上のため，副検事に対しては，その経験年数等に応じて各種の研修を実施し，その中で交通事故をテーマとした講義科目を設けているが，今後においても，交通事故の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うなど，科目の内容について一層の充実を図りたい。

- 交通部の副検事のやる気のなさには，今でも憤りを隠せない。検察官（検事・副検事）が基本法の主旨をよく理解し，被害者の心情を汲み取れるような研修教育とその徹底を求める／担当副検事の当たり外れをなくすよう，もっとプロ意識を持つ教育をしてほしいとの要望について

副検事に対しては，日常業務においても，上司による指導を通じ，犯罪被害者やその御家族等の気持ちに対する理解の増進に努めているほか，その経験年数等に応じて各種の研修を実施し，その中で交通事故をテーマとした講義科目を設けているが，今後においても，交通事故の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに，被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど，科目の内容について一層の充実を図りたい。

【第3 刑事手続への関与拡充への取組】

【1．刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）】

・犯罪被害者等のための根本的な施策

- 犯罪被害者等のための根本的な施策として，具体的施策の冒頭部分に，下記施策を明記すべきである。

刑事手続の全ての場面において犯罪被害者等の権利が保障されなければならないことを前提として、刑事訴訟法、少年法等の刑事手続に関する法令において、その目的規定に犯罪被害者等の権利保障を盛り込むこととし、所要の改正を行うとの意見について

犯罪被害者等のための施策がその置かれた立場、心情、名誉等を十分に踏まえて行わなければならないことは当然であるところ、既に、犯罪被害者等基本法第3条において、基本理念として「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」と規定されており、また基本計画案の基本方針においても、「尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること（犯罪被害者等の尊厳を重んじ、個人の尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること）」及び「個々の事情に応じて適切に行われること（犯罪被害者等のための施策を、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ずること）」が掲げられており、犯罪被害者等のための施策は、当然のことながら、このような方向性・視点が基本とされるものと考えられる。

犯罪被害者等の保護・支援については、まずもって具体的な施策を講ずることが重要であり、このような具体的な施策を通じて、犯罪被害者等の権利や利益が保護されていくものと考えられる。

【(1) 検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度の運営への協力】

- 検察審査会において、起訴相当が2回出ればというのは、実行力がない。起訴相当が1回で起訴する、出来れば、不起訴不当でも起訴する方向で実現すべきとの意見について

改正検察審査会法において、起訴議決をするには、検察官による再考・再処分を挟んで検察審査会による二段階の審査を経る必要があるとされているのは、

第一段階の検察審査会が起訴を相当とする議決をした場合でも、できる限り通常の方式の公訴提起によるのが相当であるので、本来的な公訴官である検察官に再考の機会を与えることとしたこと、検察官が第一段階の検察審査会の疑問・指摘を踏まえて行った再度の不起訴処分の当否を、二段階の検察審査会が改めて審査し、起訴議決をするかどうかを決するものとして、慎重かつ充実した審査手続を確保することにより、検察審査会の公訴提起の判断がより適正なものとなることが期待でき、被疑者・被告人の人権保障の観点からも、相当であること等の理由によるものであり、かかる趣旨にかんがみるに、検察審査会の第一段階の議決に拘束力を認めるのは相当ではない。

- 検察審査会の議事録を開示すべきとの意見について

検察審査会法第26条は、「検察審査会議は、これを公開しない。」と規定し

ており、これは、審査が起訴前の手続であるため、被疑者その他の関係人の名誉の保護にとりわけ意を用いる必要があること、捜査の延長としての面もあるため、捜査の秘密を保護する必要があること、検察審査員が法律の素養がない一般人であるため、これを公開すると、他から不当な影響を受けるおそれがあること等の理由によるものであり、かかる趣旨に鑑みると、検察審査会の議事録を開示するのは相当でない。なお、同法第40条により、審査の結果議決をしたときは、理由を付した議決書を作成し、その議決後7日間当該検察審査会事務局の掲示場に議決の要旨を掲示し、かつ、法第30条の規定により、審査申立をした者（告訴若しくは告発をした者、被害者等）に対してはその申立に係る事件についての議決の要旨をこれに通知しなければならないとされている。

【(2) 犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の検討及び施策の実施】

- 検事の横に座り、新たな証拠を提示したり、加害者に質問や意見を直接陳述出来る公訴参加制度の導入／直接関与の具体的な方法として、公判期日の決定の際に被害者の意見を聞くこと、被告人・証人・鑑定人等に対する被害者の質問権、反論権を認めること、被害者に証拠提出権を認めること、被害者に論告求刑権を認めること、被害者の上訴権を認めることの実現／誰でも参加する必要があるかどうか疑問に思う。被害者にも問題のある人がおり、法廷を乱すことも考えられるので、慎重に議論されたい／刑事手続参加に対するニーズ・期待が被害者側にあることは事実であろうが、それが果たして真の被害者救済・回復に資することができるのか、また、資するためにはどのような形態・方法をとるべきか、さらに研究を進める必要がある／犯罪被害者等が刑事手続に直接関与することのできる制度を2年で検討することだが、犯罪被害者等の中の多数が直接関与を求めているわけではなく、公判進行の遅れや裁判員への悪影響等が懸念されるため、刑事手続に犯罪被害者等が正当に関与するための検討は慎重に行うべき／刑事裁判の判決に納得がいかない場合は、被害者も加害者と同じように控訴できる制度を作ってほしい／(1) 検察官の訴追及び訴訟活動について、被害者等が十分な情報を得る機会を確保し、また、これらに被害者等の意見が適切に反映されることを可能とする手続として、被害者等の検察官に対する質問及び意見表明制度を新設すべきである。また、被害者等が、この制度による質問ないし意見表明を的確に行うための手続として、公判前に、必要な証拠を閲覧等できる制度を導入すべきである。(2) 被害者等が、当事者あるいは検察官を補佐する者として刑事訴訟手続に参加し、訴訟行為（証拠調請求、証人尋問、被告人質問、事実関係を含む意見陳述、求刑、上訴など）を行う制度は、導入すべきではない／犯罪被害者等基本計画案にお

ける「犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の検討及び施策の実施」部分を「法務省において、犯罪被害者等にとって、刑事裁判手続に直接関与することは、その尊厳に基づく権利であることを前提に、公訴参加制度を新たに導入する方向で必要な検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。」と修正すべきとの意見について

外国で行われている公訴参加制度をそのままの形で我が国に導入することにつき、検討すべき様々な問題点があることは、既に本検討会での議論においても指摘されているが、今回寄せられた意見をみても、犯罪被害者等が刑事裁判手続に直接関与することやその関与の在り方・方法については、賛否両論の様々な意見があることがうかがえる。

法務省としては、このような意見等をも十分に踏まえながら、犯罪被害者等が刑事裁判手続に直接関与することのできる制度について、我が国にふさわしいものを新たに導入する方向で、必要な検討を行ってまいりたい。

- 刑事裁判における遺族の証人尋問の実現（現状では、遺族の証言はレアなケースだけである。事件の真相解明のためにも、遺族は有効な証言が出来る。遺族の心的救済、加害者の更生のためにも遺族が求めれば、原則として実現してほしい。）との意見について

現状においても、検察官は、例えば、被害者が死亡した事件の場合に、必要に応じて、その御遺族に証人として出廷して証言していただくなどして、その処罰感情等の立証に努めているものと承知している。また、それに加え、刑事訴訟法は、被害者等からあらかじめ申出があるときは、特段の理由がない限り、公判期日において被害者等による意見陳述を行う旨のいわゆる意見陳述制度をもうけており、被害者等の声を直接裁判に反映させる機会が実質的に保障されていると考えられる。

- 感情的な裁判にならないような配慮が必要との意見について

検察官が、理性を欠いた感情的な訴訟対応をすることは許されないことは当然であり、今後とも、被害者保護の観点を踏まえつつ公益の代表者として適切に訴訟活動をして行くように努めていくものと承知している。

- 刑事裁判における控訴に際しての被害者への意見聴取の実施との意見について

検察官は、現状においても、被害者のある犯罪について、適正を欠く判決の宣告があり、それに対する上訴の可否を検討するに際しては、事案等に応じつつ、被害者から意見聴取する等の適宜・適切な対応に努めており、今後も同様に努めていくものと承知している。

【(3) 公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討と施策の実施】

- 当連合会は、検察官の訴追及び訴訟活動について、被害者等が十分な情報を得る機会を確保し、また、これらに被害者等の意見が適切に反映されることを可能とする手続として、被害者等の検察官に対する質問及び意見表明制度の新設を提案しているところ、その制度の実効性確保の視点からも、公判記録の閲覧・謄写の範囲の拡充は必要である。ただし、被告人その他関係者のプライバシーが不当に侵害されることのないようにするとともに、被告人の防御権や弁護人の弁護権が不当に侵害されることがないように検討されるべきであるとの意見について

公判記録の閲覧・謄写の範囲の拡大については、これにより事件の内容を知ることができるという犯罪被害者等の利益を図るとともに、関係者の名誉若しくは生活の平穏を害し、又は捜査若しくは公判に支障を生じさせるおそれがあるなどの弊害にも配慮する必要がある。今回寄せられた意見においても、公判記録を原則として閲覧・謄写させるべきであるとの意見がある一方で、関係者のプライバシー並びに被告人の防御権及び弁護人の弁護権を不当に侵害することのないように配慮すべきであるとの意見が出されているところである。

法務省としては、このような意見等をも十分に踏まえながら、公判記録の閲覧・謄写の範囲を拡大する方向で、必要な検討を行ってまいりたい。

【(4) 冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付についての検討と施策の実施】

- 犯罪被害者等の傍聴の機会が確保されたとしても、法廷において検察官が朗読・告知する内容について書面が交付されていなければ、現実的には訴訟の進行状況を把握することは困難である。この点については、公判記録の閲覧・謄写の範囲が拡大されれば解決可能とも思われる。しかし、刑事裁判の内容について知ることを希望する犯罪被害者等にとっては、検察官が法廷において主張する内容を正確に知りたいという希望も強く、その一つの手法として、冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付を、後日ではなく、検察官の訴訟行為と同じ時に配布を受けることは必要にして十分な援助となる。また、公判記録の閲覧・謄写の範囲の拡大については、関係者のプライバシーの保護等、実現に当たって検討すべき課題も少なくないが、冒頭陳述等の内容を記載した書面については、現在も関係者のプライバシーを害しない範囲で報道機関等に対して交付が行われている状況にあり、これを犯罪被害者等に対しても拡大することは必ずしも困難ではない。冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付は、公判記録の閲覧・謄写の範囲の拡大に先んじて実現されるべき施策であるとの意見について

刑事裁判において保管された証拠を含む訴訟記録については、平成12年1

1月に施行された犯罪被害者等保護法において、刑事被告事件の係属する裁判所が、被害者等から損害賠償請求権の行使等を理由として申出があり、相当と認める場合には、刑事の公判記録の閲覧・謄写を認める制度が導入された。したがって、刑事裁判において保管された訴訟記録及びその写しの被害者に対する開示の可否は、基本的には、この制度に基づき、閲覧・謄写をさせた場合に、不当に関係人の名誉若しくは生活の平穩を害し、又は捜査若しくは公判に支障を生じさせるなどの不当な影響が生じないかを考慮しつつ、裁判所において判断されるべき問題である。

もっとも、検察庁の被害者等通知制度においては、被害者やその遺族の方々等の御希望に応じ、公判経過を通知することとしているが、その際、検察官においては、公訴事実の要旨や、冒頭陳述の内容等を極力説明するように努めている。また、一般に、そのような説明に際し、報道機関向けの冒頭陳述や論告要旨がある場合にはそれを交付することも可能であり、そのような被害者の御要望にも極力対応するように努めているところである。

【(5) 犯罪被害者等と検察官のコミュニケーションの充実】

- 公判期日の設定の際、犯罪被害者等・遺族・家族の都合を裁判所・検察・被告弁護人と同等に配慮してほしいとの要望について

開廷日時の決定は、裁判所が行うものであるため、基本的には裁判所において検討すべき事項であるが、その一方で、検察官においては、被害者やその遺族の方々から開廷日時についての御希望がある場合には、かかる御要望を裁判所にお伝えすることも可能であると考えている。

【(7) 公費による弁護士選任の是非に関する検討】

- 事件発生直後から弁護士を依頼できるように、被害者にも国選弁護人を付けてほしい／加害者の人権を擁護してきた弁護士に被害者支援ができるのか。公費による弁護士選任には反対との意見について

被害者のための公費による弁護士選任については、基本計画案（骨子）におけるとりまとめのとおり、給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）に関して設置される検討の会において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて議論がなされるべきである。

【(8) 日本司法支援センターによる支援】

- 国は、総合法律支援法の改正ないし、司法支援センターとの委託契約締結により、法律支援を受ける者の範囲を拡大すべき／日本司法支援センターによる支援については、現行の支援制度の存続及びその拡充について、総合法律支援

法の改正を含め、さらに検討する必要があるとの意見について

日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援業務のあり方については、業務開始後の実施状況などを踏まえて、必要に応じた検討がなされるべきである。

【(9) 少年保護事件に関する意見の聴取等各種制度の周知徹底】

- 少年保護事件に関する意見の聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果等の通知の各制度については、2000年の少年法改正により、少年事件の被害者は「記録の閲覧謄写」ができるようになり（法第5条の2）、「意見の聴取」を受けられるようになり（法第9条の2）、処分結果の通知を受けられるようになった（法第31条の2）。しかし、被害者が少年事件手続きの進行状況を知らなければ、これらの制度を利用する機会を逸するおそれがある。基本法第18条の定める「刑事に関する手続の進捗状況に関する情報の提供」の具体化として、被害者の請求により、被疑少年の送致先検察庁及び送致年月日、被疑少年の送致先家庭裁判所及び送致年月日を被害者に通知する制度が法定されるべきであるとの意見について

被害者等通知制度は、少年事件も対象としており、被害者等から通知の希望があった場合には、送致先家庭裁判所及び送致年月日を通知している。

この被害者等通知制度や、被害者等による記録の閲覧・謄写、被害者からの意見の聴取、被害者等に対する審判結果等の通知の制度によって、事件の内容や少年の処分結果等を知りたいという被害者等の希望に十分に応えられるものと考えられる。

これらの制度が十分に機能するよう、これらの制度について内容を分かりやすくまとめたパンフレットを作成し、全国の検察庁及び各都道府県警察等の待合室に置くなどして、その周知方に努めているところである。

【(10) 少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施】

- 中学生以上は刑事罰の対象になる、という制度にしてほしい。なおかつ、重大犯罪は原則逆送とすべきとの意見について

現在、14歳に満たない者の行為は罰しないものとされているところ、これを引下げるべきであるとの御意見があることは承知しているものの、この問題は、少年法の適用年齢の上限の問題とともに、成長過程にある若年者を刑事司法全体の中でいかに取り扱うべきかという基本的な考え方に関わるものであり、種々の論議があることから、これらの論議も踏まえつつ、慎重に検討する必要があるものと考えている。

原則逆送の対象となるのは犯行時16歳以上の少年の事件に限られるものとされているが、これは、平成12年の少年法等の改正の際の議論において、1

4 歳，15 歳の少年は，精神の発育も十分ではない上，義務教育の対象年齢であり，故意の犯罪行為により人を死亡させるという犯罪を起こしたとしても，なお類型的に保護処分が適当と考えられる場合が多く，原則として逆送とするまでもする必要はないと考えられたことによるものであり，慎重に検討すべき問題であると考えている。

- 少年審判事件に被害者が傍聴（参加）できるようにしてほしい／少年審判の傍聴の可否については，被害者一般の傍聴を認めることは，少年審判の非公開原則に反し少年法の理念を損なうおそれがあるから反対する。犯罪被害者等に対して少年審判の傍聴を認めた場合，少年や保護者等としては，犯罪被害者等の目を気にせざるを得ないことから，プライバシーに関わる事項について口を閉ざしてしまい，適正な処分を決定するにあたって必要な情報が入手できなくなる可能性があるし，非行少年が自己の犯した非行について心を開いて供述することも困難となる。このように，犯罪被害者等に少年審判の傍聴を認めた場合，少年審判のあり方を変容させ，少年法の目的に反する結果となりかねない。ただし，少年審判規則第 29 条は，「裁判長は，審判の席に，少年の親族，教員その他相当と認める者の在席を許すことができる」と定めており，裁判官が少年の更生に必要と認めた場合は，被害者の在席を認め，その意見を求めることができると解し得る。この趣旨を，法ないし規則で明確にすることは検討されてよい。この場合，少年に付添人が選任されていることが不可欠であるとの意見について

少年の更生のためには，プライバシーに関わる事実を含め広く情報を収集するとともに，少年の心情の安定にも配慮する必要があるため，少年審判は非公開とされているところであり，被害者による審判の傍聴等の制度を導入することについては，少年審判が非公開とされている理由，それが少年法制においても意義を考慮しながら，慎重な検討が必要と考えている。この点，事件の内容等を知りたい，被害に関する心情等を家庭裁判所や少年に理解させたいとの御要望については，少年保護事件に関する意見の聴取，記録の閲覧・謄写及び審判結果等通知の各制度の運用により対応することが可能となっているものと理解している。

【(11)刑事・民事の手続に関する情報提供の充実】

- パンフレットがどのように配布されているのか，現状をよく調査してほしいとの要望について

法務省においては，犯罪被害者等に対し，被害者保護と支援のための制度について内容を分かりやすくまとめたパンフレットを作成し，全国検察庁及び各都道府県警察等の待合室に置くなどして，配布しているが，今後も配布先等に

について検討し、広く国民に周知できるよう適切に対処してまいりたい。

○ 外国語による情報提供も実施すべきとの意見について

犯罪被害者等に対し、被害者保護と支援のための制度について、今後、更なる情報の提供を行うため、外国語によるパンフレットの作成やホームページの作成等による情報提供を検討している。

【(12)捜査に関する適切な情報提供】

- 被害者等が警察及び検察に対して、加害者情報も含めた捜査の進展状況に関する情報の提供を権利として求めることができる制度を創設するとともに、実況見分調書、検証調書、鑑定書などの客観的証拠、被害者等及び目撃者の供述調書などの証拠について、閲覧謄写を認める制度を創設すべき／大多数の交通事故の損害賠償交渉は、「示談」により解決している。捜査情報の名のもとに、被害者や遺族には警察情報は全くもたらされていない。しかし、損保業界は何らかの手段によって、その情報を入手しており、不公平である。捜査段階での情報開示を求める／被害者等当事者の求めに応じ、警察が作成する交通事故調書を送検以前の捜査段階の早期に開示できる制度を実現してほしい（鑑定を実施している場合には、鑑定報告書等も含む。）／検察庁及び裁判所において、弁護士だけでなく、被害者本人においても、全国一律の低価格による、捜査記録や供述調書も含めた公判前からの完全な早期公開と閲覧・謄写を実現してほしい／事故が起こったら逐次事故調書の開示をし、いつでも被害者が意見を述べるができるようにすべき／被害者に一番必要なのは、きちんと捜査して、その刑事記録が開示されて、納得すること／正当・適切・公正に事故情報・捜査情報が開示されるべきとの意見について

適正かつ迅速な捜査により事案の真相を解明し、適切な科刑を得ることが捜査機関に課せられた使命であり、これを果たすことこそ被害者や遺族の方々の期待に応えるものとするが、真相解明のためには、捜査は、その過程で得られた情報を公開せずに行う必要がある上、関係者の名誉やプライバシーの保護にも配慮しなければならず、捜査段階において事件記録を開示することには、様々な困難な問題があることを御理解いただきたい。

ただ、そのような制約の下でも、捜査担当者においては、事故状況等について、被害者やその御遺族の方々に対して、捜査等に支障のない時期に、適切な範囲で説明しているところであり、今後とも引き続きそのように努めていくものと承知している。

なお、例えば、実況見分調書には、通常、交通事故現場等における立会人の指示・説明等が含まれており、これを捜査の途中で開示すると、開示を受けた者が、他の関係者が立ち会った実況見分調書の内容を知ることにより、その記

憶が変容したり，その者の供述が記憶に基づくものなのか，開示した証拠の影響によるものなのかを判断することが困難になるおそれがあるほか，開示を受けた情報を基に他の関係者に対し働きかけをした場合においては，当該関係者の供述の信用性を疑わせることになりかねず，さらに，その後の捜査への協力確保等も困難になるおそれがあり，加害者の供述調書の開示についても，それと同等以上の同様の被害を生じるおそれが認められるので，捜査が終了する前に，被害者の求めに応じてこれらを開示することは困難であると考えている。

- 捜査が長期化する場合，一定の期間毎に進捗状況を報告する制度の創設との意見について

捜査が長期化している事件について捜査情報を把握したいとの被害者の方々の心情はごもっともであるが，ただ，そのような心情に応えるためには，捜査機関としては，まず第1には，適正かつ迅速な捜査により事案の真相を解明し，的確な捜査処理を行うことが不可欠である。

捜査が長期化している事件を含む捜査中の記録については，これを開示すると，関係証拠の隠滅や犯人の逃走が図られるおそれがあり，捜査に支障を生ずるおそれが高く，また，関係者の名誉やプライバシーの保護を図る必要性も高い。

このように，真相解明のためには，捜査は，その過程で得られた情報を公開せずに行う必要がある上，関係者の名誉やプライバシーの保護にも配慮しなければならないことから，捜査段階において記録を閲覧・謄写することには，様々な困難な問題があることを御理解いただきたい。

もっとも，その一方で，捜査担当者においては，捜査が長期化している事件についても，被害者やその御遺族の方々からの求めがある場合には，捜査状況等について，被害者やその御遺族の方々に対して，捜査等に支障のない時期に，適切な範囲で説明しているものと承知している。

なお，捜査が長期化している事件を含め，交通事故を中心とした捜査中の事件については，被害者感情に一層配慮するべく，検察官においても，上記のとおり，適宜適切に，支障のない範囲で，捜査状況を説明するように，各種の会同等において指示がされているものと承知している。

- 外国語による情報提供も実施すべきとの意見について

捜査当局においては，現状においても，日本語の理解が乏しい外国人の被害者の方々に対しては，通訳を介して聴取をしており，その際，通訳を介して支障のない範囲において，捜査状況等の御説明をしているし，今後も引き続きそのように努めていくものと承知している。

- 犯罪被害者等のなかには，捜査段階において適切な情報提供が行われなかったことに対して不満を有する者も少なくない。犯罪被害者等の捜査機関に対する信頼を維持するためにも，犯罪被害者等が捜査過程において過度の疎外感を抱くことのないよう，捜査への支障が生じない範囲で弾力的に情報を提供するように努めるべきであるとの意見について

適正かつ迅速な捜査により事案の真相を解明し，適切な科刑を得ることが捜査機関に課せられた使命であり，これを果たすことこそ被害者や遺族の方々の期待に応えるものと考えているが，真相解明のためには，捜査は，その過程で得られた情報を公開せずに行う必要がある上，関係者の名誉やプライバシーの保護にも配慮しなければならず，捜査段階において事件記録を開示することには，様々な困難な問題があることを御理解いただきたい。

ただ，そのような制約の下でも，捜査担当者においては，事故状況等について，被害者やその御遺族の方々に対して，捜査等に支障のない時期に，適切な範囲で説明しているところであり，今後とも引き続きそのように努めていくものと承知している。

なお，交通事故を中心とした捜査中の事件については，被害者感情に一層配慮するべく，検察官においても，上記のとおり，適宜適切に，支障のない範囲で，捜査状況を説明するように，各種の会同等において指示がされているものと承知している。

【(13)不起訴事案に関する適切な情報提供】

- 不起訴記録の被害者への開示（不起訴理由の説明も含む。）との意見について

検察当局においては，被害者の方々にできるだけ御理解をいただくため，不起訴処分を行う前に十分な説明を行うように努めており，不起訴処分を行う場合に，被害者から御希望があるときは，捜査等の支障がない範囲で，検察官において，処分の内容やその理由の骨子をきちんと説明するように徹底している上，今後も引き続き，そのように対処するものと承知している。

不起訴事件記録については，それが公になった場合，関係者の名誉等を侵害し，捜査公判への支障を生じるおそれがあることから，刑事訴訟法第47条により，原則として，公にすることが禁止されており，公益上の必要その他の事由があって，相当と認められる場合に限り，公にすることが許されていることから，犯罪被害者等に対する不起訴記録の開示を原則として認めることには問題があると考えている。もっとも，不起訴事件記録については，一定の要件の下で弾力的に開示する運用を行っているところであり，今後とも，その適切な運用に努めてまいりたい。

- 不起訴にするには、事前に被害者の意見を聴取してほしいとの要望について被害者のお気持ちを考えれば、御指摘のとおり、不起訴処分をする際には、検察官として、被害者の方々の納得が得られるように十分に説明をするように努めるべきであると考えているし、事案にもよるものの、原則として、被害者のお気持ちについて、適宜・適切な方法で確認した上で処分しているものと承知している。

なお、検察官は、現在においても、被害者の方々にできるだけ御理解をいただくため、不起訴処分を行う前に十分な説明を行うように努めており、例えば、自動車による業務上過失致死事件について、不起訴処分を行う場合に、遺族の方々から御希望があるときは、捜査等に支障がない範囲内で、検察官において、処分の内容やその理由の骨子をきちんと説明するよう徹底している上、今後も引き続き、そのように対処するものと承知している。

- 不起訴通知連絡を時効寸前まで滞らせないこと／不起訴通知を長期休暇（盆、年末年始）直前に被害者等へ通知しないこととの意見について

被害者等通知制度は、被害者その他の刑事事件関係者に対し、事件の処理結果、公判期日、刑事裁判の結果等を通知することにより、被害者を始めとする国民の理解を得るとともに、刑事司法の適正かつ円滑な運営に資することを目的とするものであり、検察においても、同制度の趣旨に沿った運用を行っていることから、事件処分後の適切な時期に通知している。

- 不起訴記録の弾力的開示について、立法化は困難な側面があるものの、その開示の基準については公開されるべきである。不起訴処分内容及び理由について、検察官が、事前・事後に十分な説明を行うべきことは当然である。当連合会がさきに示した見解は、公判請求後の事案に関するものであるが、不起訴事案についても、検察官の活動について、被害者等が十分な情報を得る機会を確保し、また、これらに被害者等の意見が適切に反映されることを可能とする手続として、捜査段階で、被害者等の検察官に対する質問及び意見表明制度を新設することも検討すべきであるとの意見について

犯罪被害者等が、その被害に係る事件の処分に関心を持つことは当然であり、このような犯罪被害者等の意見を事件の処分に適正に反映させることは重要であると考えている。

そこで、検察においても、これまでも、被害者等通知制度により事件の処理結果等を犯罪被害者等に通知している上、犯罪被害者等から御意見や御希望があれば、捜査に支障がない限り、事件の内容や捜査の状況等についても説明するように努めており、また、これらの御意見や御希望をも十分に踏まえて事件の処分を行っているものと承知している。

御指摘の、犯罪被害者等が捜査段階において検察官に対して質問することができることについては、現在においても、犯罪被害者等から質問があれば、その納得を得られるよう十分に説明を行うことに努めているものと承知しているが、事案の真相を解明するためには、捜査は、その過程で得られた情報を秘して行う必要がある上、関係者の名誉やプライバシーの保護にも配慮しなければならない。捜査段階においてこのような情報を開示することには種々の困難な問題があることから、犯罪被害者等からの希望がある限り、常にこれらを説明しなければならないものとするのは困難であることを御理解いただきたい。

また、犯罪被害者等が検察官に対して意見を表明できることについては、現在においても、検察官は、犯人に対する適正な処罰の実現を図るため、捜査段階において、犯罪被害者等から聴取するなどして被害感情等を的確に把握するよう努めており、また、犯罪被害者等からの御意見等をも十分に踏まえて事件の処分を行っているものと承知しているが、事件の処分を決めるに当たっては、犯罪被害者等が抱いている被害感情等のほか、犯罪の性質や情状、証拠関係、他の同種の事件との均衡等をも考慮する必要があることから、常に犯罪被害者等の御要望に沿った処分をすることは困難であることを御理解いただきたい。

いずれにしても、検察官において、犯罪被害者等の御意見や御希望を適切に把握し、これにできる限り応えていくことは極めて重要であると考えており、法務省としては、犯罪被害者等と検察官とのコミュニケーションをより一層充実させるとともに、会同や研修等の機会を通じて、犯罪被害者等の心情等に対する理解を深めるように努めてまいりたいと考えている。

【(14) 判決確定後の加害者情報の警察に対する提供の充実】

- 加害者に関する情報の関係機関からの警察への提供は、既に実施されており、再被害の防止のために、このような措置が必要な事案があることは否定しないが、このような措置により、警察に加害者のプライバシーに関わる情報が集中することで、加害者のプライバシーを侵害されたり、加害者が警察などの監視下に置かれ、更生保護の趣旨に反する事態となる危険がある。そもそも行刑施設などが警察に対して、受刑終了者の帰住予定の住所に関する情報を提供することについては、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」第8条第1項で禁止されている「利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供」することに該当する。したがって、同条第2項に定める禁止除外事由である「三 他の行政機関、独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」との規定に鑑みれば、警察への情報提供は、加害者が新たな犯罪に及

ぶことが予測されるような客観的状況がある場合に、警察による再被害の防止という行政目的を達するに必要な限度で行われるべきである。また、その際には、行政上の運用ではなく、法律の規定を整備すべきであるとの意見について

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」によれば、他の行政機関が法令の定める事務の遂行に必要な限度で提供された個人情報を利用し、かつ、これを利用することについて相当な理由があると認められる場合には、他の行政機関に対し個人情報を提供することは許されるところ、帰住予定地を含む受刑者の出所情報を警察に対し提供することは、再犯（再被害）防止という正当な目的に資するものであり、提供先である警察も守秘義務を負っていることからすれば、行政機関の情報共有として、新たな法律がなくとも、運用で実施することが可能と考える。

【(15)判決確定後の加害者情報の犯罪被害者等に対する提供の拡充】

- 加害者がどのように矯正教育を受け、どのような状態で社会へ出てくるかは、被害者にとって非常に重要なことなので、それを知ること及び意見を述べる機会が必要との意見について

被害者等に対する加害者に関する情報の開示の在り方については、現在、更生保護官署及び保護司による犯罪被害者等支援の一環として検討しているところである。

加害者（受刑者）の処遇に関し意見を述べることについては、受刑者の改善更生を図るためには、受刑者が、犯した罪による被害の実態や被害者の心情等を認識した上で、その責任を実感し、被害者や遺族への謝罪など、誠意をもって対応する気持ちをかん養することが必要であり、刑務所及び少年院においては、被害者の方の手記等を活用した「被害者の視点を取り入れた教育」を実施しているところであるが、最近では、犯罪被害者や支援団体の方々をゲストスピーカーとして招へいし、被害者の心の傷、苦しみや悲しみを受刑者に伝える取組も開始している。

法務省としては、このような観点から矯正教育の充実を図るために、昨年、被害者支援団体を含めた外部有識者をメンバーとする研究会を開催して、被害者や支援団体の方から御意見をいただいている。現在、研究会でいただいた御意見を踏まえ、標準的なプログラムを作成するなどしているところであり、今後とも、より多くの受刑者に被害者の生の声を聞かせる機会を設けるなどして、被害者の心情や痛みを理解させるための指導の充実に努めることとしている。

今後とも、御要望の趣旨を踏まえつつ、被害者の心情や痛みを理解させるための指導の充実に努めてまいりたい。

- 加害者の服役，更生状況の情報提供，及び面会参観可能な制度の導入との意見について

被害者等に対する加害者に関する情報の開示の在り方については，現在，更生保護官署及び保護司による犯罪被害者等支援の一環として検討しているところである。

受刑者（加害者）と被害者等との面会については，現行の監獄法においては，相手方は原則として親族に限られているが，改正後の「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」においては，相手方の範囲を拡大しており（注），今後，被害者等との面会については，従前に比べ緩やかな取扱いとなるものと思われる。ただし，現実には面会するに当たっては，中立的な仲介者の存在が望ましいと考える。

（注）刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（抄）

（面会の相手方）

第八十九条 刑事施設の長は，受刑者に対し，次に掲げる者から面会の申出があったときは，これを許すものとする。

一 受刑者の親族（婚姻の届出をしていないが，事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第九十五条において同じ。）

二 婚姻関係の調整，訴訟の遂行，事業の維持その他の受刑者の身分上，法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者

三 受刑者の更生保護に関係のある者，受刑者の釈放後にこれを雇用しようとする者その他の面会により受刑者の改善更生に資すると認められる者

2 刑事施設の長は，受刑者に対し，前項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があった場合において，その者との交友関係の維持その他面会することを必要とする事情があり，かつ，面会により受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認めるときは，これを許すことができる。

- 帰住先については，受刑終了者のプライバシーに関する情報であり，行刑施設から一定の行政目的で情報の提供を受けた検察官や警察が，その保有する個人情報，他人に対して情報提供することは，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条1項で禁止されている。同法第8条第2項に定める禁止除外事由と認められている「三 他の行政機関，独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において，保有個人情報の提供を受ける者が，法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し，かつ，当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」との規定は公の機関に関するものと解されるので，犯罪被害者という個人への情報提供は，同例外規定の適用の余地もなく，現行の情報提供の運用は，その法的根拠に疑問がある。加害者が新たな犯罪に及ぶことが予測される客観的状

況がある場合や被害者等が転居その他加害者との接触回避等の措置をとることが特に必要な場合など再被害の防止のために必要な限度で、被害者への情報提供を容認するにしても、別の法律の規定を整備することが必要であるとの意見について

法務省が実施している被害者等通知制度においては、被害者の再被害を防止するため、被害者等が転居その他加害者との接触回避等のための措置を講じるために特に必要な場合に限り、必要な限度の帰住地情報を通知することとしており、個人情報保護法第8条2項4号の「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。」に該当すると考えている。

- 加害者の収容先の情報は、犯罪被害者が加害者に対して損害賠償請求訴訟を提起するために被告である加害者の住所を把握するなど、犯罪被害者がそれを知ることが必要な場合がある。そのような正当な目的の場合には、情報提供がなされることが可能となる措置が必要であるとの意見について

被害者等通知制度においては、加害者たる受刑者の収容先について、検察官において、被害者等の損害賠償請求権その他の権利の行使につき必要であり、かつ、相当と認めるときは、被害者等に対し通知することとされているところである。

- 骨子は「更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、加害者の収容先、加害者の処遇に関する情報、加害者の釈放予定等を含む刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できる」よう検討するとするが、加害者の更生保護を主たる任務とされてきた保護司に、被害者保護の役割を兼務させることは、犯罪被害者にとっても信頼がおけないし、また保護司の本来の任務も曖昧にするおそれがあり、適当でない。民間人に依拠することなく、行政機関が責任をもって行える体制を整備すべきであるとの意見について

更生保護官署及び保護司が、犯罪被害者等に対して情報提供等の支援を行うに当たっては、更生保護官署に被害者支援専任の担当者を配置した上、更生保護官署が責任をもって支援を行うこととし、保護司には、これを補佐する形で協力させるような支援体制を検討している。

【(16)保護処分決定確定後の加害者少年に係る情報の提供に関する検討及び施策の実施】

- 加害者がどのように矯正教育を受け、どのような状態で社会へ出てくるかは、被害者にとって非常に重要なことなので、それを知ること及び意見を述べる機会が必要との意見について

被害者等に対する加害者に関する情報開示のあり方については、現在、更生

保護官署及び保護司による犯罪被害者等支援の一環として検討しているところである。

少年院在院中の加害者である少年の処遇に関し意見を述べることについては、現在、全国すべての少年院において、「被害者の視点を取り入れた教育」を体系的に実施することとしており、犯罪被害者の方をゲストスピーカーとして招へいし、被害者の方々から生の声を聞かせていただく機会を設けるなどしている。

今後とも、御要望の趣旨を踏まえつつ、被害者の心情や痛みを理解させるための指導の充実に努めてまいりたい。

- 加害者の服役、更生状況の情報提供、及び面会参観可能な制度との意見について

被害者等に対する加害者に関する情報開示のあり方については、現在、更生保護官署及び保護司による犯罪被害者等支援の一環として検討しているところである。

なお、少年院在院中の加害者である少年と被害者等との面会や信書の発受については、少年の矯正教育に害があると認められる場合を除き実施することが可能である。

- 神戸児童殺傷事件において、2004年3月、法務省は、加害男性の仮退院に関する情報を被害者遺族に通知するとともに、仮退院の理由を公表するという措置をとった。また、法務省は、被害者遺族に対して、矯正教育の内容などについても説明を行っていたが、この情報提供の内容や基準などについては法令の定めがなく、行政裁量により個々のケースごとに判断されている。この問題は、犯罪被害者等への情報提供と社会への公表というものを区別して考えていく必要があるが、犯罪被害者等への情報提供の場合も、その情報が外部に漏れることによる弊害が起こりうるので、その危険性も考慮した情報提供の程度なども慎重に判断する必要がある。検討に当たっては、これが少年のプライバシーを不当に侵害したり、少年の社会復帰を妨げる結果とならないよう十二分配慮する必要がある。少年犯罪被害者が不安の除去や損害賠償請求等の目的から、加害少年が収容された矯正施設や社会復帰の時期を知りたいと要望する場合があるのは当然だが、それがいたずらに加害少年を警戒し地域社会から排除しようとする傾向を持つ場合には、加害少年の立ち直りを阻害する結果となる。したがって、情報の提供は、原則として、加害少年自身と家族の承諾を要件とすべきである。また加害少年自身と家族の承諾があるときは、形式的な施設名や復帰の時期のみならず、矯正教育の成果や加害少年の被害者への謝罪の意思なども伝えられるべきである。ことに社会復帰前には、先に述べた「少年事件

協議」を導入する等，修復的司法の理念に基づく被害者と加害少年との関係修復がはかられるべきである。仮に，加害少年自身と家族の承諾が得られない場合でも，再被害の防止措置を講ずる目的や被害者等が転居その他加害者との接触回避などの措置をとることが特に必要な場合に限り，必要な限度での情報提供は認められてよいとの意見について

保護処分決定確定後の加害少年に係る情報の提供に関する検討を行うに当たっては，御意見にあるとおり，少年のプライバシーを不当に侵害したり，少年の社会復帰を妨げる結果とならないよう配慮するとともに，犯罪被害者等の再被害の防止等の観点も十分踏まえながら，その在り方について検討してまいりたい。

なお，更生保護官署が行おうとする被害者支援施策については，加害者と被害者の関係修復を目的とすることは考えていない。

【(17)犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進】

- 「贖罪」教育に関しては，矯正施設および保護観察における加害者のみならず，在宅生活を続けている加害者をも対象としてほしいとの要望について

対象者に参加を義務付ける形でしょく罪教育を行うには，法的根拠が必要となるところ，矯正施設に収容されていない者であって保護観察に付されていない特定の加害者（保護観察のない執行猶予判決を受けた者など）に対して，参加を義務付ける形でのしょく罪教育を行う法的根拠がない。

- 更生保護行政の廃止を求める。加害者にさかれている膨大な予算を被害者支援に回してほしいとの要望について

更生保護行政は，犯罪や非行を犯した者の改善更生を図り，再犯を防止することにより，社会を保護することを目的とするものであり，新たな犯罪被害者等を生み出さないためにも必要不可欠なものであって，被害者支援に必要な予算は，更生保護行政にかかる予算とは別に確保されるべきものである。

- 米国に犯罪被害者のための非常に優秀な矯正プログラムが実在してるので，入手して実用化すべく行動してほしいとの要望について

現在，刑務所や少年院では，「被害者の視点を取り入れた教育」の充実を図ることを喫緊の課題として取り組んでいるところであり，今後とも御要望の趣旨を踏まえ，標準的な教育プログラムの策定や教材等の整備を進めてまいりたい。

- まずは矯正施設の職員が被害者の体験を聴き理解を深めていただき，共に話し合いや考えていけるような機会を全国で増やしてほしいとの要望について

矯正施設において「被害者の視点を取り入れた教育」を効果的に実施するためには、指導する職員を中心に専門性や能力の向上が不可欠であると考えており、犯罪被害者や遺族の方の置かれた状況や心情等への理解を深めるために、犯罪被害者方々を各施設に招へいして生の声を聞かせていただく機会を設けるなどしている。

- 「犯罪被害者等の意向等に配慮し、謝罪及び被害弁償に向けた保護観察処遇における効果的なしよく罪指導を徹底していく。」としているが、謝罪や被害弁償に際しては、犯罪被害者等の心情を損なうことのないよう、極めて慎重な配慮がなされる必要があるとの意見について

保護観察対象者に対して謝罪や被害弁償について指導するときに、犯罪被害者等の心情を損なわないよう十分に配慮をすることは当然であり、今後とも適切な対応に努めてまいりたい。

【(19)保釈に関しての犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実】

- 「保釈に関しての犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実」として、検察官が犯罪被害者等から事情を聴くなどその安全確保を考慮して裁判所に意見を提出するよう適切な対応に努めるものとされている。しかし、被告人には無罪の推定が及ぶところ、これは被告人も有罪判決を受けるまでは無辜の市民として取り扱われるべきであるとの要請を含むものである。したがって、被告人の身柄拘束はあくまで例外であって、可能な限り保釈が許可されなければならない。なお、刑事訴訟法第89条第5号は、犯罪被害者等へのいわゆる「お礼参り」を禁止する趣旨の規定であるが、同号にいう加害行為ないし畏怖させる行為とは、特定の相手方に向けられた相当程度具体的な能動的言動であることが必要であり、単に被告人が保釈出所すれば被害者等が畏怖するという程度では足りない。したがって、検察官が犯罪被害者等から事情を聴くこと自体を否定するものではないが、犯罪被害者等の単なる不安感や恐怖感を過大に評価して保釈に反対することは許されない。そもそも、このような施策を犯罪被害者等基本計画骨子として定めることは、被告人の保釈に対する権利を不当に侵害する虞が多分にあるから、反対であるとの意見について

保釈請求に関する裁判所からの求意見に対して意見を提出する際、被害者からの御要望があるような場合に、検察官として、その御要望及び安全確保等に配慮しつつ、保釈の可否を判断した上、保釈が相当でないと判断する場合にその旨の意見を提出するのには問題はなく、今後も適切に対応するように努めてまいりたい。

【(20)犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放審理の検討及び施策の実施】

- 仮釈放審理への被害者の意見聴取の実施との意見について

基本計画案（骨子）に盛り込まれているとおり，仮釈放の審理をより一層犯罪被害者等の意見を踏まえたものとするについて，犯罪被害者等による意見陳述の機会を設けることを含め検討し，２年以内を目途に必要な施策を実施することとしている。

- 仮釈放審理への当該刑事事件に関わった裁判官，検察官，弁護士の意見聴取の実施との意見について

実務上，仮釈放許可の決定に際しては，当該刑事事件に係る判決書を精査し，犯罪事実，犯罪被害の状況，量刑の理由等を把握した上で審理を行っているほか，必要があると認めるときは，訴訟記録の閲覧，あるいは，検察官その他の関係者からの意見聴取を行うなどして，仮釈放審理の適正・充実を期しているところである。

- 加害者がどのように矯正教育を受け，どのような状態で社会へ出てくるかは，被害者にとって非常に重要なことなので，それを知ること及び意見を述べる機会が必要との意見について

被害者等に対する加害者に関する情報開示のあり方については，現在，更生保護官署及び保護司による犯罪被害者等支援の一環として検討しているところである。

前記「(15)判決確定後の加害者情報の犯罪被害者等に対する提供の拡充」で述べたとおり，今後とも，御要望の趣旨を踏まえつつ，被害者の心情や痛みを理解させるための指導の充実に努めてまいりたい。

- 受刑者の仮釈放について犯罪被害者等の意見を聴くと，犯罪被害者は仮釈放を認めるべきでないと強く反対することが多いであろうから，仮釈放の是非を審査する更生保護審査会の審査に影響することは間違いない。仮釈放については，現在も，法律で認められている期間を経過してもなかなか認められていない現状があり，この現状がより悪化する可能性がある。したがって，受刑者の仮釈放について犯罪被害者等の意見陳述の機会を設けることについては慎重に検討すべきであるとの意見について

犯罪被害者等が加害者の仮釈放に対して反対意見を述べる場合が多いのは，その心情に照らして当然のことと考えられるが，仮釈放審理は，犯罪被害者等の御意見のみならず，加害者本人の反省悔悟の状況，更生の意欲，再犯のおそれ等の様々な要素を総合勘案して，加害者の仮釈放の可否を判断するものであるから，犯罪被害者等の意見を聴くことが直ちに適正な仮釈放運用に支障を来す関係にはないと思う。また，御意見中の「現在の法律で認められている期

間」というのは、おそらく、刑法第28条に規定される仮釈放の形式的要件を指すものと思われるが、仮釈放は、この形式的要件のみならず、仮釈放及び保護観察等に関する規則第32条に定める基準をも併せて、その可否が判断されるのであり、それらの要件に照らし、適正な運用がなされているものと考えている。

【(21)犯罪被害者等の心情等を加害者に伝達する制度の検討及び施策の実施】

- 個々の被害者に負担のない形と望む形でありのままに被害者の心情が加害者に伝えられることが重要。ありのまま心情を伝えることが許されるために、被害者と加害者それぞれをサポートする別々のスタッフが必要との意見について

基本計画案（骨子）においては、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できるよう検討を行うことと併せ、犯罪被害者等が置かれた状況及び心情等を矯正施設に収容されている加害者又は保護観察中の加害者に伝える仲介をすることについて検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施することとされているところ、これらの施策を実施するに当たっては、被害者支援専任の担当者を配置する方向で考えている。

- 刑の確定後に加害者との（何らかの程度、方法での）接触ができるような制度を創設すべきとの意見について

受刑者（加害者）と被害者等との面会・信書の発受については、現行の監獄法においては、相手方は原則として親族に限られているが、改正後の「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」においては、相手方の範囲を拡大しており（注）、今後、被害者等との面会・信書の発受については、従前に比べ緩やかな取扱いとなるものと思われる。ただし、現実に面会や信書を発受するに当たっては、中立的な立場の仲介者の存在が望ましいと考える。

（注）刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（抄）

（面会の相手方）

第八十九条 刑事施設の長は、受刑者に対し、次に掲げる者から面会の申出があったときは、これを許すものとする。

- 一 受刑者の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第九十五条において同じ。）
- 二 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者
- 三 受刑者の更生保護に関係のある者、受刑者の釈放後にこれを雇用しようとする者その他の面会により受刑者の改善更生に資すると認められる者

2 刑事施設の長は、受刑者に対し、前項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があ

った場合において、その者との交友関係の維持その他面会することを必要とする事情があり、かつ、面会により受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、これを許すことができる。

（信書の発受の禁止）

第九十五条 刑事施設の長は、犯罪性のある者その他受刑者が信書を発受することにより、刑事施設の規律及び秩序を害し、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者（受刑者の親族を除く。）については、受刑者がその者との間で信書を発受することを禁止することができる。ただし、婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため信書を発受する場合は、この限りでない。

- 加害者が出所した後の被害者との面接（面談）については、被害者等が希望しない限り、直接に面接（面談）することを禁止する措置を検討してほしいとの要望について

現在、地方更生保護委員会においては、仮出獄許可決定に当たり、事案に応じて、仮出獄期間中の特別の遵守事項として、「被害者に近づかないこと」といった、犯罪被害者等の安全確保等のために必要な遵守事項を付し、保護観察所において、当該遵守事項を遵守するよう指導監督しているところである。

今後とも、各地方更生保護委員会において、個々の事案に応じ犯罪被害者等の安全確保等に必要な遵守事項を設定するよう努めるとともに、保護観察所においては、当該遵守事項を遵守するよう対象者の指導監督を徹底していくこととしている。

なお、保護観察の対象とならない刑期満了後及び退院後の加害者が被害者等と直接面談することを制限することについては、何ら法的根拠等がないことから困難である。

- 「犯罪被害者等の心情の加害者への伝達」については、現行の更生保護制度の充実と被害者部局の新設で対応可能。矯正教育の充実に寄与するとともに、矯正教育の内容と結果を被害者側に伝達することができる。一方、被害者側も加害者に関する情報を得て、新たな要望を示すことが可能になると意見について

矯正施設においては、加害者である被収容者が、犯した罪の大きさや被害者の心情等を認識し、被害者に誠意をもって対応していくことを目的に、「被害者の視点を取り入れた教育」の充実に努めているが、その一つの方策として、各施設において犯罪被害者や支援団体の方々をゲストスピーカーとして招へいし、被害者の方々から生の声を聞かせていただく機会を設けるなどしている。

なお、基本計画案（骨子）においては、更生保護官署が、保護司との協働態

勢の下，犯罪被害者等に対し，刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できるよう検討を行うことと併せ，犯罪被害者等が置かれた状況及び心情等を矯正施設に収容されている加害者又は保護観察中の加害者に伝える仲介をすることについて検討を行い，２年以内を目途に必要な施策を実施することとされているところ，これらの施策を実施するに当たっては，被害者支援専任の担当者を配置する方向で考えている。

- 被害者の心情を加害者に伝達する制度の検討については，被害者が警察や検察，裁判所等で述べたり上申した言葉等も矯正施設の現場に届けてほしいとの要望について

捜査・公判段階における被害者の心情等については，公判の過程において，適切な方法で顕出することにより，最も効果的に被告人たる加害者の真摯な反省を促すことができると思われ，今後も，捜査・公判段階における被害者等の心情を効果的な形で公判廷に顕出するよう努めてまいりたい。

また，矯正施設においては，「被害者の視点を取り入れた教育」の充実を図ることを喫緊の課題として，標準的な教育プログラムの策定や教材等の整備に取り組んでいるところであり，御要望の趣旨を踏まえ，矯正施設に対する捜査・公判段階における被害者の心情等の情報提供のあり方についても検討してまいりたい。

- 犯罪被害者等が置かれた状況及び心情等を矯正施設に収容されている加害者又は保護観察中の加害者に伝える仲介をすることについて，更生保護官署が，保護司との協働態勢の下で実施することについては，次の問題点があり，反対する。

第一に，犯罪被害者等のなかに，自らの心情等を加害者に伝えたいとの希望を持つ者がいることは事実であるが，その仲介を更生保護官署ないし保護司が担当することについては賛成できない。犯罪被害者等が置かれた状況及び心情等を加害者に伝えるにあたっては，犯罪被害者等の心情等を害することのないよう，細心の注意を払う必要がある。しかるに，更生保護官署ないし保護司は，加害者の改善更生を第一義の目的とする機関であって，本来，被害者支援を担当すべき部門ではない。いかに研修の充実を期するといっても，更生保護官署ないし保護司の本来的機能から生じる犯罪被害者等との間のギャップは埋めきれぬものではなく，被害者にとっては加害者の更生のために犯罪被害者等が踏み台とされる懸念を払拭することができない。

第二に，保護観察官の人数が非常に少なく，実際の保護観察制度が保護司の大きな負担によって担われている実情に鑑みれば，この上，保護司に加害者情報の被害者への提供や被害者情報の加害者への提供という負担を負わせること

には無理がある。また，保護観察官や保護司は本来的に加害者の更生を使命とする立場にあり，このような立場にある者が被害者と加害者の仲介役になることは，被害者の理解を得にくく，本来の使命自体に混乱を来すおそれもある。当連合会が「少年事件協議」において提言しているように，NPOなど，真に中立的な機関の設置や利用が検討されるべきであるとの意見について

（第一について）

更生保護官署が，保護司との協働態勢の下，犯罪被害者等に対し，犯罪被害者等が置かれた状況及び心情等を矯正施設に収容されている加害者又は保護観察中の加害者に伝える仲介をする等の施策を実施するに当たっては，被害者支援専任の担当者を配置した上で，純粋に被害者を支援するために業務を行わせることを考えており，犯罪被害者等を加害者の改善更生のために利用するつもりなどは毛頭ない。また，今後，被害者支援に関わる担当者に対する研修の在り方，被害者等に制度の趣旨を御理解いただくための広報の在り方等についても鋭意検討を進めてまいりたい。

（第二について）

更生保護官署が，保護司との協働態勢の下，被害者支援施策を実施するに当たっては，被害者支援専任の担当者を配置した上で，更生保護官署が責任をもって支援を行うこととし，保護司には，これを補佐する形で協力させるような支援体制を検討しており，保護司の負担が過剰にならないよう配慮してまいりたい。

【(22)矯正施設職員及び更生保護官署職員に対する研修等の充実】

- 矯正施設職員及び更生保護官署職員に対する研修等に当たって，犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深める研修の充実を図っていくことには賛成である。なお，同職員らについては，幅広い人権教育も必要であることの意見について

矯正施設職員については，矯正研修所等における各種研修により，新採用職員，幹部職員等に対し，憲法，行刑法，少年院法のほか，犯罪被害者の人権，被収容者の人権に関する条約，セクシャル・ハラスメント等について研修を実施し，幅広い人権教育に取り組んでいる。

また，更生保護官署職員については，保護観察官に対する研修において，保護観察における犯罪被害者等への配慮，今後の更生保護官署における被害者支援の在り方等をテーマに取り上げるなど配慮しており，犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深めるべく，今後ともその取組みの充実を図ってまいりたい。

【(23)検察官に対する児童又は女性の犯罪被害者等への配慮に関する研修の充実】

- 検察官が児童または女性の犯罪被害者等と十分なコミュニケーションを図るためには、その心情等に配慮するための研修が不可欠であるとの意見について
検察官に対しては、その経験年数等に応じて各種の研修を実施し、その中で、「児童及び女性に対する配慮」等について講義を行っているが、今後も科目の内容について一層の充実を図りたい。
- ・犯罪被害者等の意見を踏まえた精神鑑定の検討
 - 精神鑑定をする際には、事前に犯罪被害者の意見を聞くとともに、精神鑑定の結果の記録を閲覧させるべきと意見について
精神鑑定は、捜査又は公判において、前者においては検察官、後者においては裁判所（又は裁判官）が、主として責任能力の有無・程度を解明するために行うもので、その要否は、これに関係する各種の証拠を踏まえて判断されるものである。また、鑑定結果の記録は、被疑者・被告人の生い立ちや家族関係等、私的な事項も含んだプライバシーに関わるものであり、被害者がこれを無条件に閲覧することができるようにするのは相当でない。
- ・捜査等の充実
 - 捜査段階での事故調書の開示だけでなく、一定の捜査を要求する権利を認めてほしいとの要望について
御指摘の制度は、本検討会でも議論されたところであるが、捜査機関に対して捜査を求める制度としては既に告訴・告発制度があり、警察庁の方で、告訴・告発制度の適正な運用が図られるような措置が採られるということであるから、御指摘のような制度を導入する必要はないと考えている。
- ・加害者の厳罰化等
 - 刑罰が軽すぎる。現在の刑罰より、3割又は5割程の重罰にしてほしいとの要望について
各種犯罪における刑罰の在り方は、その罪の罪質や他の罪との刑の均衡、その犯罪によって起きる被害の内容や程度、背景となる社会・経済事情等種々の観点から総合考慮した上で決められるものであって、事案の内容に応じて適切な刑罰を科し得るものでなければならないと考えている。その観点から、法務省においては、現行刑罰制度及びその運用状況全般について調査・分析を行うとともに、諸外国との比較調査・研究を行っており、今後とも、刑罰体系の全般にわたり、所要の検討を進めていく所存である。
なお、平成16年には、凶悪・重大犯罪に対処するための刑事法の整備を行い、有期刑の法定刑の上限を15年から20年に、加重事由がある場合（処断刑）の上限を20年から30年に、殺人罪，傷害罪，傷害致死罪，強制わいせ

つ罪，強姦罪，強姦致死傷罪等の法定刑を引き上げるなどしたところである。

○ 殺人犯への時効はなくしてほしいとの要望について

公訴時効制度の制度趣旨としては，時の経過とともに犯罪に対する被害者や社会からの処罰感情等が希薄化するという考え方や，時の経過により証拠が散逸し訴追が困難になることなどが挙げられる。

被害者の遺族の心情を考えれば，処罰感情の希薄化を理由とすることに対する疑問にも，もっともな面があると考えるが，上記のとおり，公訴時効制度の趣旨としては，証拠の散逸に対する考慮もあるし，犯罪を裁判の場でいつまで処罰すべきとするかについて，社会全体の中での制度としてみた場合には，なお様々な意見があるものと承知しており，時効制度の存在自体を見直すことについては，種々の観点から慎重に検討すべきものと考えている。

なお，昨年，刑事訴訟法を改正し，殺人などの重大犯罪に関しては時効期間を延長することとした（平成１７年１月１日より施行）。

○ 人一人殺したら，犯人は死刑になる法律を作してほしいとの要望について

人の生命は何ものにも代え難い尊いものであり，親族が殺人等の被害に遭われた御遺族などが御指摘のような意見をお持ちになることは十分理解できるものの，言うまでもなく，死刑は，極めて重大な究極の刑罰であることから，犯行の罪質，動機，態様（殺害の手段・方法の執よう性・残虐性），結果の重大性とりわけ殺害された被害者の数，遺族の被害感情，社会的影響，犯人の年齢，前科，犯行後の情状等種々の情状を総合考慮して，その罪責が極めて重大であって，罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも死刑がやむを得ないと認められる場合に科すべきものとされている。

したがって，人を殺害した場合には，動機，態様等の諸般の事情を考慮することなく，一律に死刑に処することとするのは適当ではないと考える。

○ 集団暴行による犯罪は傷害致死とされる例が多い。被害者本人にとって抵抗のすべを奪われた集団暴行は殺人事件として取り扱うべきとの意見について

集団暴行によって家族等の生命を奪われた御遺族の心情は察するに余りあるところ，捜査当局においても，殺人事件ではないかと疑われる事件については，殺人罪の擬律も念頭に置きつつ，鋭意捜査を遂げた上，証拠に基づき，適切・妥当に処理するように努めているし，今後も引き続きそのように努めていくものと承知している。

○ 刑法２０８条の２：危険運転致死傷について，アルコールと薬物に関する条文を分離してほしいとの要望について

刑法第208条の2第1項前段は、従来業務上過失致死傷罪という過失犯で処罰されていた自動車の運転行為による死傷事故のうち、アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で故意に自動車の運転行為を行ったことにより人を死傷させた者を、その行為の実質的危険性から、特に重く処罰するものである。この点、アルコール及び薬物は、自動車の正常な運転を困難にする原因となるという意味において共通する面があるほか、現行法においてもいずれかの影響によって正常な運転が困難な状態となれば当該要件は満たすこととなるのであるから、仮に条文を分離したとしてもその適用において現行法と何ら差異は生じず、御要望のような改正の必要はないと考える。

【第6(4) 犯罪被害者等の視点を取り入れた交通事犯被収容者に対する更生プログラムの整備等】

- 交通事件の起訴率の低さ、執行猶予率の高さから収容者に対してのみならず、執行猶予の在宅加害者に対しても更生プログラムの対象とすべきとの意見について

御意見の趣旨を踏まえ、保護観察付執行猶予者に対するしよく罪指導等の在り方について検討してまいりたい。

第 9 回犯罪被害者等基本計画検討会における検討課題について（追加）

【 重点課題に係る具体的施策】

【第 2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組】

【 2 . 安全の確保（基本法第 15 条関係）】

・ 児童虐待防止法の運用の充実

- 親からの執拗な引き取り請求など，面談禁止の仮処分などの運用を認める必要があるとの意見について

現行法の下でも，親からの執拗な引き取り請求が子などの人格権を侵害するもの又は児童相談所の業務を妨害するものである場合には，民事保全法 23 条 2 項の規定に基づいて，面談強要禁止等の仮処分命令が発せられている。このように，親からの執拗な引き取り請求などに対する面談禁止等の仮処分は民事保全法上すでに認められている。

- 児童虐待防止法を改正し，親や近親者による児童の性的虐待を告訴なしで処罰できる特別規定を設けることを検討すべきとの意見について

児童の性的虐待事案については，事案に応じ，刑法の強姦罪，強制わいせつ罪等の他，児童福祉法の児童に淫行をさせる罪等が適用され得るところ，児童福祉法違反の罪においては，告訴なしで処罰できることとなっている。また，告訴についても，児童が被害者の場合には，その法定代理人がこれを行うことができるほか（刑事訴訟法第 231 条），被害者である児童の法定代理人が被疑者であったり，被疑者の配偶者であるときは，児童の親族が告訴することができる（同法第 232 条），さらに，親告罪について告訴をすることができる者がいない場合には，検察官が，利害関係人の申立てにより告訴をすることができる者を指定することができる（同法第 234 条）こととされている。これらの現行規定を活用することにより，親や近親者による児童の性的虐待事案に適切に対処することは十分に可能である。

加えて，強姦罪等の性犯罪が親告罪とされたのは，その性質上，被害者の意思にかかわらず起訴によって被害を受けた事実が公になると，その名誉が害され，精神的苦痛等の不利益が一層増大する結果となるおそれがあるためであり，児童の性的虐待を告訴なしで処罰できるとすることは，児童の不利益を増大させる結果を招来させることが考えられる。

以上の点から，御意見のような改正については慎重な検討を要すると考える。

犯罪被害者等基本計画案試案（第 9 回検討会用事務局案）
に対する修文意見（法務省）

〔第 2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組〕

【 1．保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第 14 条関係）の〔現状認識〕について】

- 「生命・身体に被害を受けた犯罪の被害者数」は平成 16 年版犯罪白書から引用されているが、基本計画策定までには平成 17 年版犯罪白書が出版されているので、同白書の数字を引用するのが適当である。
- 生命被害の重大さはいうまでもないが、身体に被害を受けた者についても、傷害を負い、長年にわたる治療・療養を余儀なくされるなど、~~「重傷」「軽傷」といった言葉では理解することが難しい~~の深刻な被害を負っている者が少なくない。（当初）「軽傷」として扱われた身体被害であっても、通常の生活に支障を来す後遺障害が残ったり、長期治療を要することもある。

（理由）

今回加筆された「「重傷」「軽傷」といった言葉では理解することが難しい」との箇所について、趣旨を明確にする必要があると思われるため。例えば上記のとおり修正するなどしてはどうか（カッコ内は削除可）。

【 3．保護，捜査，公判等の過程における配慮等（基本法第 19 条関係）の〔現状認識〕について】

- 現状認識は、「冒頭で、犯罪被害を受けると、被害者がどういう者と関わらなければならないかということ述べ、『ところが』以下で、これら関係者の心ない言動等によって二次被害を被ることがあることを例に挙げつつ、これら精神的被害防止のための取組の必要性が指摘されていることを述べる」という構成になっているところ、事務局加筆部分のうち、「また、犯罪被害者等の希望にかかわらず、捜査機関等からは捜査や訴追のための協力を求められる。」との箇所については、下線部の意味が不明確であり、事務局において下線部を挿入された意味を明らかにされたい。

〔第 3 刑事手続への関与拡充等への取組〕

【 1．刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第 18 条関係）(16)について】

- 「(16)交通事件に関する講義の充実」は元の「第 6 (3)」に戻すべきである。

（理由）

体系的な整理として、当該項目に加えるのは適切でないため。

〔第3 刑事手続への関与拡充等への取組〕

【1．刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）(24)について】

- (24)受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受を可能とする制度の適切な運用
法務省において、受刑中の加害者との面会・信書の発受を希望する犯罪被害者等に関し、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号）に~~おける基づき~~、受刑中の者と犯罪被害者等との面会・信書の発受を可能とする制度が適切に運用されるように努める。

（理由）

表現ぶりについて正確性を期するため。

平成 17 年 10 月 25 日

法 務 省

第 9 回犯罪被害者等基本計画案試案（その 2 - 1）について

【意見】

「3 保護，捜査，公判等の過程における配慮等（24 頁）」の「現状認識」のうち，「犯罪被害者等の希望にかかわらず，捜査機関等からは，捜査や訴追のための協力を求められる。」との記載を下記のように改めるべきである。

記

犯罪被害者等は，処罰の必要性という公益上の理由から行われる捜査の過程で，様々な負担をおそれるなどの理由から自ら処罰を望んだ場合でなくても，必要な協力を求められることがある。